

# 見積公告

下記のとおり見積競争に付します。

2019年2月20日

全国健康保険協会 京都支部  
支部長 守殿 俊二

## 1. 調達内容

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 調達案件名    | 特定健康診査関連業務の外部委託（受診券の封入封緘）13,000件          |
| (2) 調達案件の仕様等 | 仕様書等による                                   |
| (3) 履行期間     | 2019年4月1日から2019年7月31日まで                   |
| (4) 納入場所     | 仕様書等による。                                  |
| (5) 契約方法     | 契約は単価契約とする。ただし見積書の作成は、予定数量を乗じた金額の合計額にて行う。 |

見積書を受領期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。納品先までの運送費その他一切の費用も見積金額に含むこと。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

### 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」において、いずれかの等級に格付けされ近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証を取得もしくはこれに準ずる資格を取得している事業者であること。
- (5) その他、見積説明書等による。

## 2. 見積書の提出場所等

- (1) 見積説明書の交付場所、見積書の提出場所及び問い合わせ先  
〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634 カラスマプラザ 21 1F  
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ 担当 立松・早田  
電話 075-256-8630 F A X 075-256-8670
- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先  
全国健康保険協会京都支部 保健グループ 担当 高橋  
電話 075-256-8635 F A X 075-256-8670
- (3) 見積書の提出期限 2019年3月4日（月）（郵送の場合必着）

### 3. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は仕様書および見積説明書による
- (5) 見積結果
  - ・ 掲示板に契約者名、契約金額を掲示する。
  - ・ 決定業者には別途電話連絡する。

#### 【参考】

#### 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

**第 25 条** 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

**第 26 条** 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年間は競争に参加させないことができるものとする。又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても、同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。